

## 「いきいきシルバー100」交付申請書

〔昨年度交付を受けた方は、今年度も継続して「いきいきシルバー100」を交付しますので、申請は不要です。〕

住所	(〒 - ) 下関市		
電話番号			
ふりがな氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
ふりがな氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
ふりがな氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日

※同一世帯に対象者が複数いる場合は、連名で記入してください。  
※備考欄は記入不要

切り取り線



各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

### 後期高齢者医療減額認定証の更新を

現在の減額認定証の有効期限は7月31日(火)です。8月以降引き

続き対象の方には7月下旬に新しい認定証を郵送します。届いた認定証は8月1日(水)から使用可。旧認定証は8月1日以降に各自で処分を(返却不要)。  
世帯全員の所得の状況が確認できない方は自動更新ができないため、7月中旬に申請書を送付します。届いた方は必ず8月31日(金)までに申請を。※申請が9月1日以降の場合、減額認定されない月が生じます  
「区分Ⅱ」の減額認定証を持っていてる方で有効期間内の入院日数の

### 後期高齢者医療の被保険者証を更新します

現在の被保険者証の有効期限は7月31日(火)です。更新手続きが不要な方には、新しい保険証(緑色)を7月下旬までに簡易書留で郵送します。※届いた保険証は8月1日(水)から使用可。旧保険証(紫色)は、8月1日以降に各自で処分を(返却不要)



合計が91日以上の場合、申請すると食事代がさらに減額されます。申請の際は、病院の領収書など入院日数が確認できる書類の持参を。後期高齢者医療被保険者証、減額認定証、過去1年間の入院領収書(区分Ⅱの方)、マイナンバーが分かる物、印保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。印保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

印保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

### 後期高齢者医療の被保険者特別徴収の方

印送付書類Ⅱ保険料額の決定通知書・特別徴収(本徴収)通知書  
▽納付方法Ⅱ年金から(金融機関で納付の必要なし)

### 特別徴収でない方

## 介護保険課からのお知らせ

### ●利用者負担が変わります

平成30年8月から、次の要件に該当する65歳以上の方は、3割負担になります。

①本人の合計所得金額が220万円以上、かつ、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上(2人以上世帯の場合463万円以上)

### ●介護保険負担割合証の発送

介護認定をお持ちの方に負担割合証を発送いたします。介護サービスの利用時には提示が必要です。※現在の負担割合証の有効期限は7月31日(火)です。8月からの負担割合証は7月末に発送します。

### ●各種申請

- ▷申請先=介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所
- ①高額介護サービス費=世帯内で同じ月に利用したサービスの利用者負担額(月額)が、一定の上限額を超えた場合は、申請により後から支給されます。印介護保険被保険者証、印鑑、本人名義の預金口座の分かる物
- ②介護保険負担限度額認定=世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で、夫婦の資産が上限額を超えない方が、

施設サービスなどを利用する場合、食費・居住費等が申請により軽減されます。※現在の負担限度額認定証の有効期限は7月31日(火)です。更新申請は、7月2日(月)から受け付けます。印介護保険被保険者証、夫婦それぞれのすべての預貯金などの残額が確認できる物(通帳など)、夫婦それぞれの印鑑

③社会福祉法人等による利用者負担軽減=社会福祉法人などが提供する介護サービスの利用者負担額、食費・居住費等が、申請により軽減されます。

印市民税非課税世帯で次の要件をすべて満たす方が生活保護受給者 (a)年間収入が150万円以下 (b)預貯金の額が350万円以下(a、b共に世帯員の加算あり) (c)日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない (d)負担能力のある親族等に扶養されていない (e)介護保険料を滞納していない。印介護保険被保険者証、印鑑、世帯全員分の収入・預貯金などが確認できる物(預貯金通帳、年金振込通知書など。写しも可。)

※①~③の申請については、マイナンバーの分かる書類と窓口に来られた方の本人確認証(顔写真あり1点、なければ2点)を持参してください。印介護保険課(☎231-1139)



### 行政相談・人権相談・年金相談(7月)

- 行政相談…国の行政機関に関する苦情、要望、意見等  
【詳細】山口行政監視行政相談センター (☎083-932-1100)
  - 人権相談…差別、暴行、虐待、セクハラ、パワハラ、いじめ、体罰、名誉侵害等 人権問題全般  
【詳細】山口地方裁判所 下関支局(☎234-4000)
  - 年金相談…年金に関する事  
【詳細】山口県社会保険労務士会 下関支部 (☎083-923-1720)
- ☎生活安全課 市民相談所(☎231-3730)

内容	日	曜	時間	会場
行政相談	10	火	10:00~12:00	菊川町総合福祉会館
	11	水	13:00~16:00	市役所本庁舎新館5階
	12	木		長府公民館
	17	火		川中公民館
	20	金	10:00~12:00	豊浦総合支所
27	金	豊北保健センター		
人権相談	5	木	10:00~12:00	社会福祉協議会豊田支所
	17	火		彦島公民館
	27	金		川中公民館
年金相談	12	木	13:00~16:00	川棚公民館
				社会福祉協議会豊田支所
				長府公民館

**入院時の食事代減額認定証・限度額適用認定証の交付申請を**

7月2日(月)から、入院時の食事代減額認定証と限度額適用認定証の更新受け付けを開始します。

8月以降も認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。※更新案内の送付はありません

**国民健康保険証(兼高齢受給者証)を更新します**

国民健康保険証の有効期限は7月31日(火)です。新しい保険証を7月31日までに簡易書留で郵送します(新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日)。

「国民健康保険証の更新について」のがきが届いた方は、保険年金課、各総合支所市民生活課へお問い合わせください。



**国民健康保険料の免除制度と納付猶予制度**

7月2日(月)から平成30年度(平成30年7月~平成31年6月)の申請を受け付けます。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により納付が免除・猶予となる制度です。※平成29年度に全額免除か納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している方は、申請書の提出は不要 ※免除などの承認期間でも希望すれば10年以内であればさかのぼって納付できる追納制度あり

**介護人材確保・空き家有効活用 共同支援事業を実施します**

空き家の有効活用と介護人材不足の解消を図るため、宿舎整備支援事業、介護人材確保支援事業を実施します。

☎市内で事業所を運営する介護保険サービス事業者

①宿舎整備支援事業補助金 空き家を購入して従業者の宿舎として整備する際の改修に要する費用の一部を補助します。▽補助額 改修費の2分の1、上限50万円/戸(最大500万円) 申 7月2日~8月31日に、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて住宅政策課へ。 ※申請書は市ホームページからダウンロードするか住宅政策課へ

②介護人材確保支援事業補助金 ①により整備した空き家に住む従業者を確保するための、就職面接会等に要する費用の一部を補助します。▽補助額 経費の2分の1、上限20万円 届 2件 ※②は①の対象事業者決定後に、個別に連絡



### 弁護士無料法律相談

●豊北総合支所 7月20日(金)午後1時~4時 6人(先着順)

申 7月2日~20日に、電話で豊北総合支所(☎782-1917)へ。

●市民相談所 毎週月・木曜日 午前9時~正午、午後1時~4時



### お知らせ

時 ※祝日を除く 定 12人(先着順)

※相談日の1週間前から直接か電話で予約を ※職員による一般相談は平日の午前9時~午後4時

☎市民相談所(☎231-3730)

時 ※祝日を除く 定 12人(先着順)

※相談日の1週間前から直接か電話で予約を ※職員による一般相談は平日の午前9時~午後4時

☎市民相談所(☎231-3730)

国民住宅政策課(☎231-1941)、介護保険課(☎231-1162)

**みんなで守ろう! 交通ルール 夏の交通安全県民運動**

7月11日~20日

運動の重点

- ▽スピードダウンの推進
- ▽反射材・ハイビームの活用促進
- ▽子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通安全防止
- ▽自転車の安全利用の推進
- ▽全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▽飲酒運転の根絶

☎生活安全課(☎242-0797)



**地域資源活用促進事業費補助金制度**

県の指定した地域資源を活用して新商品・新サービスの開発や販路開拓などに取り組む中小企業者(市内に本店が主たる事業所があり、市税に滞納がない者に限る)に対し、50万円を上限として補助金を交付します。 ※申請は、必ず事前に産業振興課工業係まで相談を

申 7月18日~8月31日(金)消印有効までに、申請書に必要資料を添付して、産業振興課(〒750-0009 市内上田中町一丁目16番3号)へ。

※申請書は産業振興課で配布。市ホームページからダウンロード可

☎産業振興課(☎232-7214)

時 ※祝日を除く 定 12人(先着順)

※相談日の1週間前から直接か電話で予約を ※職員による一般相談は平日の午前9時~午後4時

☎市民相談所(☎231-3730)